

寄付金控除制度の案内

1. 個人の寄付の場合

個人の当大学への寄付金は、文部科学省より寄付金控除の対象となることが証明されており、所得税の寄付金控除を受けることができます。

控除制度には2種類あり、【所得控除】【税額控除】のいずれか一方の制度を確定申告の際に選択できます。

控除額は、個人の所得、税率、寄付金額などにより異なりますが、所得税率に関係なく所得税額から直接控除される税額控除を適用されたほうが多くの場合に所得控除よりも減税効果が大きくなります。

【所得控除】

$$\left(\text{所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

寄付金合計額 - 2,000円

※ 所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きくなります。(総所得金額の40%が限度)

【税額控除】

[具体の税額控除額の算出式]

個人が支出した寄付金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left(\text{税額控除対象寄付金} - 2,000円 \right) \times 40\% = \text{控除対象額}$$

↓
※ 寄付金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

↓
※ 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

この額が、所得税額から控除されます。

$$\text{所得税額} - \text{控除対象額} = \text{再計算税額}$$

【寄付金控除の手続き】

寄付をした翌年の2月中旬の確定申告の際、下記の必要書類を添付して、税務署で所得税の還付請求(確定申告)手続きを行っていただくことになります。

(必要書類)

- 寄付金領収書
- 税額控除に係る証明書(写し)又は特定公益増進法人であることの証明書(写し)

※ 詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。ご不明の点など詳細は所轄税務署にお問い合わせください。

【裏面につづく】

2. 法人の寄付の場合

法人からの寄付は、寄付金を支出した事業年度の損金に算入されます。損金の算入にあたっては、【受配者指定寄付金】と【特定公益増進法人に対する寄付金】の二種類があります。

(a) 【受配者指定寄付金】

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）を通じて寄付者（法人）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。【受配者指定寄付金】を希望される場合には、別途私学事業団所定の書類が必要ですので、本学までお問い合わせください。

(b) 【特定公益増進法人に対する寄付金】

一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で一定額まで、損金算入が認められます。免税手続きには本学園が発行する【寄付金領収書】及び【特定公益増進法人であることの証明書】（写し）が必要となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定公益増進法人に対する} \\ \text{寄付金の損金算入限度額} \end{array} \right) = [\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 5.0\%] \times 1/2$$

3. 個人住民税の寄付金控除

学校法人等に対する寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例により指定した寄付金が対象となります。

寄付金控除を受けるためには、寄付を行った方が、条例で指定された団体等（学校法人等）が発行する領収書等添付して申告を行っていただく必要があります。所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

$$(\text{寄付金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{控除率 (総所得金額等の 30\% を限度)}$$

※ 控除の対象となる寄付金（対象となる団体等）または控除の手続きについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。